

農地中間管理事業にかかる労働者派遣業務交通費支給基準

公益財団法人 三重県農林水産支援センター

1 支給対象 通勤距離が片道2 km以上である者

2 支給額

①交通機関利用者 運賃等相当額

②自動車・自動二輪

(片道) 2 km以上5 km未満	3,000 円
5 ～ 10	5,200 円
10 ～ 15	8,100 円
15 ～ 20	10,900 円

※この額を月平均通勤日数である21日で除したものに、出勤実績日数をかけた額。10,900円を上限とする。